

キャスター使用上のご注意

1. 用途

キャスターは移動や搬送を容易にする目的で、室内、構内の搬送機器及び、各種機器類に取り付けられ、人力で間欠的に使用するものです。選定に関しては用途及び使用条件に応じて、適正なものを選び、正しく取り付け、設定された条件を守って下さい。

2. キャスターの選定と使用条件

キャスターの使用に当たり、用途、必要機能、使用条件等を考慮して、適切なものを選定願います。特に次の事項に注意して下さい。

1) 適正許容荷重

カタログの許容荷重は、平坦な床面を人力で搬送する場合に、移動が容易で、安全かつ長期に使用できる荷重の限度を指示しています。積載される総荷重を見積もって、それに見合った許容荷重のキャスターをお選び下さい。尚、4ヶ使用の場合でも、以下のような計算式で0.8掛けにて考えるのが一般的です。

■キャスター4ヶ使用の場合

総荷重の限度＝1ヶ当たりの許容荷重×4×0.8

異なるサイズの製品を併用する場合は低荷重側キャスターの許容荷重をもとに使用最大荷重を算出して下さい。

※計量法改正にともない重量Kgは質量Kgと力Kgfに明確に区別しなければなりません。

○力の表示はdaN(デカニュートン)に変更します。

1daN=10N≒1.02Kgf(1Kgf≒9.8N=0.98daN)

(換算係数9.8→9.80665)

2) 速度について

使用速度は、常温で平坦な床面を歩行速度以下で断続的に使用して下さい。(発熱を伴う連続使用は避けて下さい。)

車輪径	使用速度
75mm以下	2Km/h以下
100mm以下	4Km/h以下

3) 使用条件

取り付け機器に応じて車輪径及び材質、取付方法(プレート型、ネジ込み型等)さらに、使用機種(自在、固定、ストッパー付)を、現品またはカタログにてご確認の上、決定して下さい。

4) ストッパー

○長期の使用による磨耗、損傷で、気がつかないうちに機能の低下をきたす恐れがありますので、ご注意下さい。

○一般に硬い車輪(ナイロン車、フェノール車等)は出荷当初より、制動力が劣ります。

○制動性能については、製品安全上、特に必要がある場合には他の手段(車輪止め、フロアロック等)を使用して下さい。

5) 環境

○通常、キャスターは常温、構内で使用されることを想定しております。高温、低温、多湿、酸、アルカリ、塩分、溶剤、油、海水、薬品等の影響を受ける特別な環境でのご使用は避けて下さい。製品の劣化が進む恐れがあります。やむをえず、ご使用になる場合は個々の用途に合わせた金具、車輪、グリスが必要です。尚、材質により床面に汚染の恐れがあります。

3. キャスターの取り付け時のご注意

キャスターの取り付けに関しては下記の諸事項を守って下さい。

1) 同シリーズを組み合わせてご使用下さい。

2) 取り付け面が、水平になるように取り付けして下さい。

3) 旋回キャスターは、その旋回軸が垂直になるように、取り付けて下さい。

4) 固定キャスターは、お互いに平行になるように取り付けして下さい。

5) 固定される接続部をご確認の上、取り付け穴部の寸法に適合したボルトナット、ワッシャー等を用い、ゆるみが生じないように正しく取り付けして下さい。

特にネジ込み型キャスターの取り付けは、適性トルクでネジの六角部を締めて下さい。過度に締めると軸部が緊張し、破断の原因となります。

6) ネジ込み型キャスターの旋回止めストッパーを、ONの状態にキャスターごと締め付けることは避けて下さい。ストッパー部分が変形・破損する原因となります。

4. 使用上のご注意

1) 設定条件

○適正許容荷重以上の負荷をかけないで下さい。

○かたよった荷重は避けて下さい。

○固定キャスターは、車輪の回転方向と異なる方向に無理な力を加えないで下さい。

○衝撃の加わる使用(落下及び振動、フォークリフト等の爪当て)避けて下さい。

○著しい凹凸での使用または鋭利な突起のある床面での乗り越しは、避けてください。

○トレーラー等の牽引はしないで下さい。

○本来の目的以外の使用で、キャスターを取り付けた物に乗らないで下さい。

2) ストッパー

○ストッパーペダルの操作は、靴を履いた足により確実に行って下さい。

○ストッパーを掛けたまま、無理に動かさないで下さい。

○ストッパーペダルを過度に踏みつけたり、カナヅチで叩いたりしないで下さい。

○傾斜面でストッパーを掛けたまま放置するようなことは、避けて下さい。

特に必要がある場合には、車輪止め等、他の手段を使用して下さい。

○走行中にストッパーペダルを操作しないで下さい。

3) 製品の改造

使用者の責任において、製品の改造、組み換え、塗装する事や、溶接・取り付けについては、責任を負いかねますので、ご了承下さい。

5. 点検・メンテナンス及び交換

1) 事故防止及び長期にご使用いただくため、定期的な点検、メンテナンスを行って下さい。

2) 通常点検は、キャスターの取り付け部分の締め付けが完全か、キャスターに破損・亀裂変形の有無、車輪のベアリング・シャフトの締め付け、タイヤの破損・亀裂・磨耗の有無を確認して下さい。その上で取付部、車輪部の結合に緩み、異常がある場合は、即、締結して下さい。

3) 製品に劣化、破損等の不具合が生じた場合はただちに交換して下さい。(部品のみの交換は行わないで下さい。)

4) 旋回部や車輪部に異物が巻き込まれた場合は、ただちに除去して下さい。旋回不良や回転不良の原因となります。